

会員規約

(目的)

第1条 特定非営利活動法人湘南こころ（以下「本 NPO」という。）の賛助会員制度の運営その他については、本規定の定めるところによる。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本 NPO の趣旨に賛同した者とする。

(賛助会員に対する事業)

第3条 本 NPO は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対して次の事業を行う。

- (1) 本 NPO が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本 NPO 又は、会員との情報交換のための懇親会等の開催
- (3) 本 NPO が行うシンポジウムなどのイベント情報の提供
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(入会)

第4条 賛助会員となるには、別紙様式による入会申込書を提出し、第5条の会費を納入するものとする。

(会費)

第5条 賛助会員は、賛助会費を納入するものとする。

- 2 賛助会費は、入会金 1,000 円・年会費 4 月～翌 3 月まで 1 口 1,000 円を 1 口以上とする。
- 3 10 月以降ご入会の方の年会費は、500 円とする。
- 4 賛助会員が退会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

(期間)

第6条 会員期間は 1 年間とする。

- 2 会員より退会の届け出がない限り、自動更新するものとする。

(退会)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本 NPO に届け出て退会するものとする。

(除名)

第8条 本 NPO は、次の各号に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本 NPO の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を 1 年、怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本 NPO の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第9条 賛助会員について、本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(附則)

- 1 この規程は、2011 年 7 月 11 日より施行する。

入会申し込み

お名前	ご住所	電話番号	アドレス
	〒		

F A Xにてお申込み下さい

(0466) 63-0229

入金を確認でき次第、ご入会のご連絡をさせていただきます。